

第5章 事後対策

I 安全確認と被害者等への支援

1. 安全性の確認と終息宣言

危機事象に係る応急対策が完了し、危機が終息に向かっている時点で、所管部局は、必要に応じて、専門家や消防・警察や関係機関とも連携の上、早急に安全性の確認作業に着手する。安全性の確認に当たっては、専門家や消防・警察や関係機関の意見を聴取し、二次災害には十分に注意し、確認作業にあたる。

確認作業により安全性が確認された場合、必要に応じ、専門家や関係機関との検討を行った上で、安全性に関して、第4章Ⅱの広報活動の記載に基づいて、記者発表等により終息・安全宣言を行う。

2. 事後対策体制の確立

危機事象に関する事後対策を円滑に実施するため、必要に応じ、所管部局が中心となり、事後対策本部を設置する。

事後対策本部は、初動体制に応じて、警戒本部を設置した場合は、所管部局長等を本部長に、対策本部を設置した場合は、知事を本部長に組織し、全庁的な事後対策体制を確立する。

なお、事後対策本部設置要綱準則は、参考資料8のとおりである。

3. 住民の健康対策、周辺環境対策の実施

(1) 健康対策

危機事象の発生による住民の直接的な健康被害はもとより、危機事象発生による心的な不安や避難等による生活環境の変化から、健康・体調の不安や心的なストレス障害等も心配される。

このため、必要に応じ、市町とも連携の上、関係課や健康福祉センターに住民の相談窓口を設置するとともに、住民の健康調査や巡回相談等の実施も検討し、住民の健康対策を行っていく。

(2) 環境対策

危機事象の発生が、周辺地域の環境に直接的・間接的に影響を与える可能性がある場合は、環境森林（管理）事務所や健康福祉センター等が中心となり、市町とも連携の上、周辺地域の大気、水質、土壌等について分析し、影響が認められた場合は、速やかに周辺地域の環境対策を実施する。

4. 地域経済対策

危機事象の発生により、地域産業の拠点施設等に被害が発生し、地域産業や雇用等地域経済に直接・間接的な影響が生じるおそれがある場合は、その影響等について、地元商工団体等を通じ実態把握に努めるとともに、関係機関とも連携し、地域経済の安定のための適切な措置を講じる。

5. 公共施設等の復旧対策

危機事象発生後の地域住民の生活や社会活動が早期に回復するよう、被害を受けた公共施設等については、早急に復旧対策を実施する。

II 再発防止対策

1. 原因調査の実施

県として原因調査を実施する必要がある場合は、危機事象発生の原因を解明するため、所管部局が中心となり、関係機関とも連携の上、原因調査を行う。

原因究明にあたっては、必要に応じ、関係者や専門家からなる調査委員会を設置し、危機発生メカニズムの解明に努める。

2. 再発防止に向けての検討

原因調査の結果を踏まえ、調査委員会等において、今後改善すべき課題を洗い出し、再発防止策の検討を行う。検討された再発防止策は、原因調査結果と併せて、報告書に取りまとめるものとする。

所管部局は、作成された報告書に基づき、速やかに再発防止策を実施し、危機事象が再び発生することがないように万全の措置を講じる。

Ⅲ 危機事象への対処の評価と危機管理マニュアルの見直し

1. 危機事象への対処の評価

所管部局は、危機事象の対処に関して、主に下記の点について検証と評価を行い、反省点や課題を抽出した上で、改善策を検討する。

検討にあたっては、必要に応じ、関係者による検討委員会の設置や危機管理マニュアル作成時に組織したマニュアル作成検討委員会等で検討し、見いだされた課題点や改善点については、幅広く公表し関係者への共有化を図るものとする。

【危機事象への対処の評価・検証のポイント】

- ①緊急連絡体制がきちんと機能したか。
- ②迅速かつ適切に危機管理体制を整えたか。
- ③関係職員は、迅速に参集したか。
- ④適切な応急対策が実施されたか。
- ⑤関係機関との連携はうまくなされたか。
- ⑥適切な情報の収集や管理、広報活動がなされたか。

2. 危機管理マニュアルの検証と見直し

危機事象対処への検証、評価を踏まえ、見いだされた課題点や改善点を参考に、危機管理マニュアル作成検討委員会等も活用し、危機管理マニュアルの適切な見直しを行っていく。

危機管理マニュアルの修正を行った場合は、速やかに関係機関へ配付及び周知するとともに、新たなマニュアルでの運用訓練を実施し、新たなマニュアルの実効性を高めていく。

